

## 福祉用具を使って安心生活

加齢や病気、ケガによって身体の機能が低下しても、できる限り住み慣れた自宅で自分らしい生活を送りたいものです。身体の状態に応じて、車椅子や手すりなどの福祉用具を活用することで、自分でできることも増え、本人や介護する方の負担も軽減することができます。

介護保険を利用して福祉用具を「レンタル」「購入」することができます。いずれも「要支援1・2」「要介護1～5」の介護認定を受けている方が対象になります。福祉用具は高額なものも多いため、自費で購入するよりも介護保険を利用することで費用も軽減されます。

### 福祉用具レンタル

福祉用具レンタルの利点は、商品に不具合がある、汚れてしまった、状態の変化があったなどの場合でも、違う商品を試したり、交換することができることです。また、定期的な点検も行われるため安心してご利用いただけます。

### 特定福祉用具販売

ポータブルトイレやシャワーチェアなどがあります。介護保険の認定を受けている方は、購入の際、年間上限10万円の補助を受けられます（生協などの指定販売事業所で購入した場合に限ります）。

	要支援1・2・要介護1の方	要介護2～5の方
レンタル商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり</li> <li>スロープ</li> <li>歩行補助杖</li> <li>歩行器</li> </ul>  <p>※上記以外の用具は、自費で費用を支払うことによるサービス利用は可能です</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊寝台</li> <li>特殊寝台付属品</li> <li>床ずれ防止器具</li> <li>体位変換器</li> <li>手すり</li> <li>スロープ</li> <li>歩行補助杖</li> <li>歩行器</li> <li>車椅子</li> <li>車椅子付属品</li> <li>認知症老人徘徊感知機器</li> <li>移動用リフト(吊り具を除く)</li> </ul> 
販売商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛便座</li> <li>特殊尿器</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴補助用具</li> <li>簡易浴槽</li> <li>移動用リフトの吊り具</li> </ul> 

介護保険を利用するため、担当ケアマネジャーとご相談ください

組合員のみなさまの「困った!」にお応えできるよう、介護保険を利用しないレンタル品や、リハビリグッズ・生活便利用品なども「2018年度 生協福祉用具販売カタログ」に掲載しています。ハーツ各店またはきらめき各施設までお問い合わせください。

カタログはホームページからご覧いただけます



### お知らせ

今年度より県民せいきょう福祉用具レンタル・販売事業所は新しい体制になりました。より組合員のみなさまの声にお応えできるよう頑張っていきます!

お問い合わせ先 (コールセンター) ☎0120-016-165 (受付時間は19ページをご覧ください)

嶺南 エリア担当



丹南 エリア担当

お気軽にお問い合わせください



福井・坂井・奥越 エリア担当